

第57号

# 伊方訴訟ニュース

1978年5月15日

伊方原発訴訟を支援する会 (連絡先: 〒530 大阪市北区西天満4-9-5 第1神明ビル)  
藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780)

## 高松高裁上告にあたり 伊方支援の全国の皆さんに

4月25日、柏木裁判長は、四電と国側の  
ゆ着による悪業を、追認する判決を下された。  
私たち、原告住民は、足かけ十年、土地、漁  
業権、立木、ボーリング調査等、行政と斗っ  
てきました。考えてみますと、私たちの斗い  
は、違法不法との斗いであり、地元の公序良  
俗を守る斗いでありました、そして、すべて、  
私たちが破れる結果となったのです。

しかし、こんどの設置許可取消しの裁判で  
は、文書提出命令を勝ち取り、公判毎に、原  
告側証人や、弁護団の、修理をつくした訴え  
で、国側のいう安全性がつきつぎと崩れ、原  
告、住民一同、かたく勝訴を信じてきました。  
が、破れました。

しかし私達、破れても、敗けたと思ってい  
ません、何故なれば、勝った国側に真理がな  
く、負けた原告住民に真理があるからです。  
故に非力をも顧みず、この度、上告を決定  
した次第であります。

全国の伊方支援のみなさん、良心的な、学  
者、弁護士のみなさん、あと何年かかるかも  
わかりませんが、御支援のほど心からお願い  
申し上げます、私たち、原告、住民一同も、  
死ぬまで原発反対を貫くことを誓い、御挨拶  
といたします。

昭和53年5月6日

伊方原発設置許可取消訴訟原告団

伊方原発反対八西連絡協議会

代表 川口寛之

## 声 明 書

暗黒裁判だと思います。

足かけ10年間、地元住民の苦しい斗いを  
思うと、断腸の思いがします。

原告側の弁護士並に学者諸先生が、あれほ  
ど、原発は危険だと、条理をつくして訴えら  
れたのに、政府は何一つ原発の安全性につい  
て証言が出来なかったではありませんか。

裁判官は何を聞いておられたのか、何処か  
ら斯様な判決が出ましたか、私共反対住民は  
理解と納得が出来ません。

裁判官は明らかに、政府並に四国電力のロ  
ボットしか思えません。

裁判には負けましたが、今後、あらゆる方  
法で反対を続けて参ります。伊方から原発を  
追出すまで、命の限り反対斗争を続けて参り  
ます。

昭和53年4月25日

伊方原発反対八西連絡協議会

会長 川口寛之

## 弁 護 団 声 明

伊方原発行政訴訟の審理を通じて四国電力伊方発電所の原子炉設置許可処分は、処分庁である内閣総理大臣が企業と結託して、一部の『専門家』の欺瞞的権威を隠れ蓑にした、なんら安全性の確認がなされていない違法・不当の処分であることが、余すところなく国民の前に明らかにされた。

原告らはこのような審理の結果に鑑み、裁判所が道徳と法理と良心に忠実に従うかぎり、本件許可処分取消の勝訴判決がなされる以外にないことを強く確信していた。

しかるに松山地方裁判所は国民から付託された使命に背き政府や企業の要求に屈服して、原告らの請求を棄却するとの判決をした。

原子力発電所のもつはかり知れない危険は今や国民に広く知れ渡っている。運転によって莫大な量の人類がこれまで経験したことのない猛毒の放射性物質が製成され、それによる深刻な被害のおそれは数百万年の極めて長期にわたって継続する。

また、原子力発電技術は、安全装置たるECCSの未実証をはじめとして欠陥だらけで、大事故の危険は不断に存在する。とくに伊方発電所は世界有数の大活断層である中央構造線の真近で、地震の巣の真中に建設されているのであるから、破滅的大事故の危険は一層大きいのである。

原子力発電はあたかもそれがエネルギー危機解決の救世主でもあるかのような宣伝で我国に導入されたが、その実態は、技術の本質的欠陥に起因する事故の多発により長期の運転停止が余儀なくされ、設備利用率は低落の一途を辿っている。また正常に運転されたと

しても、原子力発電所の建設・運転・廃棄物の管理に費やされるエネルギーの総量は、それから産出されるエネルギーの量を大きく上廻り、危険性の問題だけではなく、エネルギーを食い潰すだけの無駄飯食いにすぎないことが明らかにされている。

本日の不当な判決や、あらゆる欺瞞的キャンペーンのいかんにかかわらず、真実こそが窮極の力である。原告弁護団は本日の裁判所の政治的・不当判決に満身の怒りをこめて抗議するとともに、我国内のみならず、広く世界の原子力発電所建設に反対する多くの人達との連帯を強め、更に力を結集して原子力発電所がもたらす災害から、国民の生命や国土の安全を守るための闘いを継続、発展させるために、一層の努力を尽すものであることをここに明らかにし、各位の理解と協力を要請するものである。

昭和53年4月25日

伊方原発取消請求原告弁護団

### 一 激 励 電 報 一

伊方行政訴訟弁護団 藤田 一良殿

伊方訴訟に対する松山地裁の不当な判決に抗議します。

原発の安全をめぐる諸問題について、一方的に国側の主張を採用し、科学者の意見をすべて無視したやり方は、丁度、私たちの狭山差別裁判において、石川無実の科学的な鑑定書をすべて退けて有罪の判決を下したやり方と同じであり、大きな憤りを感じます。

しかし、原発がいかに危険なものであるかは、つぎつぎと起る事故によっても、事実に

において証明されています。

歴史的な勝利に向け、さらに連帯の輪を広げて、力強く斗われるよう、ともに頑張ります。

1978年4月26日

部落解放同盟中央本部  
中央狭山斗争本部  
西岡 さ と る

### 控 訴 状

当事者の表示は別紙の通り。

右当事者間の松山地方裁判所昭和四八年行  
ウ第五号伊方発電所原子炉設置許可処分取消  
請求事件につき、右同裁判所が昭和五三年四  
月二五日言渡した判決は全部不服につき控訴  
する。

原 判 決 の 表 示

主 文

原告らの請求を棄却する。

訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 理 由

省 略

松山地方裁判所 民事第一部

裁判長裁判官 柏 木 賢 吉

裁判官 金 子 與

裁判官 岡 部 信 也

控 訴 の 趣 旨

一、原判決を取消す。

二、被控訴人が昭和四七年一月二八日に  
四国電力株式会社に対してなした、伊方  
発電所の原子炉設置許可処分を取消す。

三、訴訟費用は第一・二審共に被控訴人の  
負担とする。

との判決を求める。

### 添 付 書 類

一、委 任 状 通

昭和53年4月30日

右控訴人ら代理人弁護士

	新 谷 勇 人
同	井 門 忠 士
同	浦 功
同	岡 田 義 雄
同	奥 津 亘
同	熊 野 勝 之
同	崎 間 昌 一 郎
同	佐々木 齊
同	柴 田 信 夫
同	菅 充 行
同	田 原 睦 夫
同	仲 田 隆 明
同	中 元 祝 暉 輔
同	畑 村 悦 雄
同	平 松 耕 吉
同	藤 原 周
同	藤 原 充 子
同	分 銅 一 臣
同	本 田 睦 士
同	藤 田 一 良

高松高等裁判所

御 中

当 事 者 目 録

☎796-04

愛媛県西宇和郡伊方町九町

一番耕地一七四八番地

控訴人 川 口 寛 之

同 所 一番耕地一四七八番地

同 井 田 與 之 平

796-04

愛媛県西宇和郡伊方町九町

一番耕地一五五番地  
 控訴人 井上 常久  
 同 所 四番耕地二七二番地  
 同 大沢 喜八郎  
 同 所 一番耕地一七五五番地の三  
 同 大沢 肇  
 同 所 六番耕地四〇番地  
 同 浪下 繁春  
 同 所 一番耕地八五七番地の五  
 同 広野 房一

796-02

同 県 同 郡 保内町宮内  
 一番耕地九三番地の五  
 同 矢野 濱吉  
 同 県 同 郡 同 町 川之石  
 三番耕地二九八番地  
 同 福野 誠一

799-35

同 県 同 郡 同 町 磯崎  
 一四九八番地の一  
 同 戎 重和  
 同 所 四二八番地  
 同 大汐 健二  
 同 所 一四一四番地  
 同 鎌田 健一郎  
 同 所 一五五七番地の二  
 同 佐伯 勲  
 同 所 一五五七番地の一  
 同 佐伯 森武  
 同 所 一三九三番地  
 同 谷本 功  
 同 所 一五四一番地の一  
 同 寺岡 幸治

799-35

愛媛県西宇和郡保内町磯崎

一三〇三番地  
 控訴人 得能 亀雄  
 同 所 一三四七番地  
 同 道休 基文  
 同 所 一四八〇番地の三  
 同 西村 交平  
 同 所 一四八〇番地の三  
 同 西村 州平  
 同 所 一五二六番地の一  
 同 兵頭 慎平

796-04

同 県 同 郡 伊方町九町  
 一番耕地一七四八番地  
 同 久保 與十一  
 同 所 一番耕地八五八番地の四  
 同 田村 好太郎  
 同 所 一番耕地五五〇番地  
 同 松田 恒敏

796-02

同 県 同 郡 保内町宮内  
 二番耕地二八七番地  
 同 武内 栄楽

799-35

同 県 同 郡 同 町 磯崎  
 一七九三番地  
 同 津田 憲章  
 同 所 一四一一番地  
 同 松本 高久

796-08

同 県 同 郡 三崎町串  
 五四八番地の二  
 同 阿部 松夫

愛媛県西宇和郡三崎町串九七八番地の二  
 控訴人 中川和民  
 同所 三四〇番地  
 同 中村清松  
 同県同郡同町与侈五七五番地  
 同 稲井十太郎  
 同所 四四六番地  
 同 加藤重蔵

裁判長裁判官 柏木賢吉  
 裁判官 金子 與  
 裁判官 岡部信也  
 抗告の趣旨

一 原決定を取消す。  
 二 昭和四七年十一月二日、相手方が四国電力株式会社に対してなした核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二三条第一項の規定に基づく発電用原子炉設置許可処分の効力は、本案判決が確定するまでこれを停止する。

### 即時抗告申立書

当事者の表示は別紙の通り。

右当事者間の松山地方裁判所昭和四八年行ク第一号伊方発電所原子炉設置許可処分効力停止申立事件につき、右同裁判所が昭和五三年四月二五日になした申立却下決定は全部不服につき即時抗告の申立をする。

原決定の表示

主文

申立人らの申立を却下する。

申立費用は申立人らの負担とする。

理由

省略

との裁判を求める。

抗告の理由

抗告人らの主張は原審でのものを援用し、更に書面にて提出する。

添付書類

委任状

昭和五三年四月三〇日

右抗告人ら代理人弁護士

(略)

高松高等裁判所 御中

当事者目録

(略)

### 矛盾に満ちた「判決理由」

柏木判決のひどさについては、すでにマスコミでもかなり取りあげられ、原子力発電に対する国民の不安も代表している伊方の住民の必死の訴えを、裁判所が一方的に国の立場に対して、つき放したことに対して、期待外れと白々しさが紙面やブラウン管にあらわれていた。しかし、これらの論評も、その多くは、裁判所がまとめて配布した「判決要旨」に基くものである。5分冊から成る判決本文のうち、はじめの4冊は双方の主張や証拠の対比であり、「判決理由」は、最後の5冊目の約200頁に書かれている。

この「理由」は稀代の悪文で、読みとるのにかなりの努力を要するが、精読すれば、裁判所が依拠した安全哲学のすさまじさ、原告住民側の証拠は、いと簡単にぼろぼろ切り捨て

るのに、国側のは、証拠なしの主張まで取り入れるサービスの良さ、さらには、裁判官の間での意見不一致を示すかのごとき矛盾に充たされた部分など、改めて柏木判決の反動性に対する怒りを新にする。柏木判決を理解するためには「理由」を直接読むことをおすすめするが、紙面で紹介するには、あまりにも長文であるので、以下に、解題をつけ、そのさわりの部分を原文のまま引用して、とりあえず、会員や読者の皆さんにお知らせしよう。(Q)

## “門前払い”は無理だった

「仮に、原子炉等の災害が発生した場合、公共の安全が害される結果が生ずるのはもちろんであるが、同時に、多くの場合前記のとおり原子炉施設周辺の住民の生命、身体、財産等が侵害される虞れが生ずること、しかも、前頭甲第六一号証、第二六四号証、第二六六号証及び証人久米、同市川の各証言によれば、原子炉施設に近接する場所に居住する者程、被害を受ける蓋然性が多いことが認められることに鑑み、規制法、特にその二四条一項四号は、公共の安全を図ると同時に、原子炉施設周辺住民の生命、身体、財産を保護することを目的としていると解さなければならない。もし、そうでないとするならば、原子炉の災害によって生命、身体及び財産を侵害される蓋然性のある原子炉施設周辺に居住する住民は、現実に損害を受けない限り、原子炉設置許可処分の違法性を追及することができないという不都合な結果を招くことにもなる。

しかるところ、前記のとおり、原告らは本件原子炉施設の周辺に居住し、原子炉事故が発生した場合等には、その生命、身体等を侵害される蓋然性のある者である。したがって、以上のことから考察すれば、原告らは本件訴の原告適格を有するものというべきである。」

## 国側もアッと驚く大胆さ

「原子力三原則」は住民の  
ためのものでない

「いわゆる原子力三原則は原子力の平和利用を担保しようとする原則であるから、この三原則が、原子力の平和利用方法である発電用原子炉の設置許可処分手続を直接規制するものと解することはできない。

したがって、右と異なる見地に立ち、基本法二条に基づき、原子炉設置許可手続においては、原告ら周辺住民に対し、原子炉の安全性に関わる資料を事前にすべて公開すべきこと、原告ら周辺住民に原子炉設置許可手続に参加し得る機会を確保し、かつ、究極的には周辺の全住民の同意を得ること、設置許可の判断は、原子力委員会又は安全審査会の自らの調査、研究あるいは検証に基づく資料等を基礎としてなすべきこと等が原子力委員会に義務づけられているのに、原子力委員会はこれを怠り違法な手続に基づいて本件原子炉設置許可処分をなした旨の原告らの主張は理由がない。」

電気のためにはガンや

遺伝のことを忘れよ

「しかしながら、人類について低線量、微量線量域における放射線被ばくによる影響が判明せず、しかも、動植物において低線量、微量線量域における放射線被ばくの影響が判明している以上、人類の安全のためには「しきい値」が存在しないと、倍加線量の考え方に立って、できる限り放射線による被ばくを防止し、もって放射線による障害からの防護

を図るのが望ましいことであり、成立に争いのない乙第二三号証により認められるICRPの勧告もその趣旨に基づくものであるが、立法又は行政機関において、電力の供給その他の公共の必要があることから、その危険性の証明があった線量の最低値よりも更に数十分の一の低い線量の限度<sup>\*</sup>を、許容被ばく線量として定めることは、望ましくはないとしても、違法の問題は生じない。」

※これは現行の許容量、年間500ミリレムのこと。これだけの線量を全国民が被ばくし続けると、年間、約1万人のガンと約2万人の遺伝障害を持った赤ちゃんができると推定されている(Q)。

法律に明文なければ

住民を無視してもいい

「行政処分をなす場合において、当該行政法規が行政処分をなす手続の全部又は一部を定めていない場合に、右手続の規定のない点においていかなる手続をとるかは、行政庁の裁量に委ねられているものと解される。そして、その行政庁である被告において、本件許可処分に当たり、公聴会等を開催する必要を認めなかったと主張するのであるから、本件許可処分をなすに当たり、被告が原告ら主張の①原子炉設置予定場所周辺住民の同意を得ること②当該原子炉の安全審査に関する全資料を公開すること③公聴会を開催すること④周辺住民に対する告知、聴聞の機会を設定すること、の手続をとらなかったことについては当事者間に争いが無いが、本件原子炉設置許可処分手続には原告ら主張の違法性は存在しない(なお、原子炉の安全性については、本件訴訟記録上明らかとなっており、学界にも意見の対立があり、その結果、原子炉設置予定場所

周辺住民の間でも、賛否の意見が鋭く対立することは十分予想されるところである。したがって、原子炉を設置するに当たっては、その安全性に関する資料をできる限り公開し、公聴会を開催したうえ、憲法、地方自治法等の定めるところに従って、住民の意見を集約することが望ましい。しかし、本件原子炉の設置に当たっては、公聴会の開催等がなされなかったことについては当事者間に争いがなく、かつ、原告本人川口寛之、同井上常久、同佐伯森武、同矢野濱吉の各尋問の結果に照らすと、住民の意見を集約すべき機関が十分その機能を果たしていたかについて疑問なしとしない。しかしながら、このことは本件許可処分を違法ならしめる理由にはならない。)したがって、原告らの右主張は理由がない。」

安全基準は無くとも

“専門家”を信じよ

「第三者に危害を及ぼす危険性のある施設等の設置、製造を許可するに当たって、法律又はその委任する命令に明確な基準を設け、その基準適合性を少数の、しかも必ずしも高度の専門家とはいえないものに判断させる方法をとるか、右のような基準を設けることなく、多数の高度の専門家の判断に委ねる方法をとるか、当該施設等に基準を定立できるだけの定型性があるか否か、基準を定立することと多数の専門家の判断に委ねるのとは、いずれが安全性確保の見地から妥当であるか等を総合的に考慮したうえで、立法機関が判断すべき事柄である。したがって、原子炉設置許可における安全審査のために規制法二四条一項四号掲記のように抽象的な基準が定められているに過ぎなくても、原子炉の安全性審査に右後記の方法をとった立法機関の判断に

特に不合理性の認められない本件では、本件許可処分根拠となった右規定等をとらえて、それが憲法三一条、四一条に違反するものとはいえない。」

#### 実験無くとも

“えらい”先生を信じよ

「よって按ずるに、原子炉の事故等から周辺住民の安全を確保するために、その安全保護施設のすべてについて、完全ともいふべき実験、実証を経たうえ、危険が全く存在しないとみられるに至った段階で、はじめて原子炉の建設を認めるべきだとする見解は、後記原子炉の最悪の事故発生の際における被害の甚大性に鑑み、望ましい方法ではあるが、……原子炉の安全保護施設の効力について、現在の科学的見地から相当と認められる程度の実験、実証を経て、周辺住民等に被害を及ぼすことはないとの結論を得た段階で、原子炉の設置を許し、ただ、その建設、運転について厳重な規制を加え、異常な状態が発見された場合には、直ちにその運転停止等所要の措置を講ずるという方法が許されているものと解される。」

#### 炉心が溶けても平気の平佐

「本件原子力発電所と同型の原子炉を備えた先行炉である美浜一号炉、同二号炉、高浜一号炉、同二号炉における各安全審査の立地審査においても「仮想事故としては重大事故と同じ事故について、安全注入系の効果を見無視し、炉心内の全燃料が溶融したと仮想する」とされた（以上については当事者間に争いが無い）にもかかわらず、いずれも格納容器の健全性は維持されることを前提としていることがいずれも認められる。

そうすると、立地審査指針制定者の解釈では、仮想事故としての一次冷却材喪失事故の場合には、炉心溶融に至ることまでの想定はしていることが定着していたものと認められる。」（影の声：国側証人の内田先生や三島先生は、「美浜や高浜の安全審査報告書は書き方が悪かったので、想定事故でも炉心は溶けない」と、必死におっしゃっていたのですが……）

#### 柏木弁証法「AであってAでない」

出席者は違法でも決議は違法でない。「審査委員の代理出席の点について検討するに、設置法及び原子炉安全専門審査会運営規程（以下安全審査会運営規程という）には、いずれも審査委員の代理を認める趣旨の規定はないこと、原子炉の安全性という高度に専門的な事項の審査には、審査委員の学識経験が重要な要素をなしているものであって、行政庁内の地位の上下関係をもって代替することができる」とするものの合理性はないことに鑑みると、右代理出席は法の許容するものとはみられない。

しかしながら、審査委員の代理出席等があったことから、直ちに当該審査会の決議が違法となるものとはいえない。」

固体廃棄物処分の無審査は違法だが取消すほどのあやまちでない

「原子炉設置許可処分に当たり、固体廃棄物の最終処分について審査する必要がないとするのが法の趣旨であるとは断じ難く、また、規制法三五条、三七条の規定があるからといって、固体廃棄物の最終処分が原子炉の基本設計に関わらないとすることはできない。のみならず、廃棄物という概念は最終処分を予定していること、気体廃棄物、液体廃棄物の

最終処理が安全審査の対象となっていることとの関連・比較、更には、規則一条の二第二項九号に照らせば、固体廃棄物の最終処分も本件安全審査の対象であると考えられる。したがって、その審査をしなかった本件安全審査には違法があるといわねばならない。

しかしながら、前記のとおり固体廃棄物の貯蔵、保管の審査が行われて、その安全であることが確認されたこと、なお、証人児玉の証言によれば、我が国の原子力発電所における固体廃棄物の最終処分については、現在、国として検討中であることが認められ、右認定を左右するに足る証拠はないから、本件原子炉の固体廃棄物の最終処分についての審査がなされていないことをもって、直ちに原告らが危険にさらされるとはみられない。

したがって、右固体廃棄物の最終処分の審査の欠如は、本件許可処分を取り消すべき瑕疵とはいえない。」

## 被告はヨイヨイ原告はダメ

被告国側と一致しない証拠はだめ

「ヨ一素による被ばく線量については念のため、みかん摂取による場合について評価したが、人が一日当たり400グラムのみかんを皮のまま摂取するなどの仮定の下で被ばく評価を行った結果は、甲状腺被ばく線量が年間0.07ミリレムと評価されたこと、なお、本件原子炉から放出されるヨ一素による被ばくについては、昭和五〇年に定められた発電用軽水型原子炉周辺の線量目標値に関する指針に基づき、伊方二号炉の増設に係る安全審査の際に評価されたが、右評価によれば、……甲状腺の被ばく線量は一、二号炉合計でも年間最大約10ミリレムと評価されたこと、……

はいずれも認められる。

なお、証人久米は、被告がみかんを対象として、ヨ一素による被ばく線量を評価した方式を用いて葉菜類についての評価をすると、小児の甲状腺被ばくは年間1.4レムにも達する旨証言するけれども、前記認定に照らし右証拠は採用できない。」

物的証拠無しでも

被告の言分は正しい

「本件安全審査報告書には中央構造線について全く触れていないこと、文書提出命令により被告が裁判所に提出した書類中にも中央構造線に関するものは存在しないこと……、本件調査委員松田時彦が、四国における中央構造線が活動的であるとしていることについては、当事者間に争いがなく、証人垣見は、松田時彦が四国中東部の中央構造線に活動性があると述べた旨証言し、前頭甲第一三四号証の二、成立に争いのない同第一二〇号証によれば、松田時彦は中央構造線の活動性についての論文を発表していること、また、中央構造線の存在を推定させる趣旨の破線を佐田岬沿いに書いた図面を発表していることがいずれも認められる。しかし、本件安全審査においては前記のとおり、垣見、松田両調査委員が中央構造線の問題についても慎重に審査した結果、本件敷地が原子炉敷地として適当であると認める判断をしたものであるから、右は前示認定を左右するに足らない。」

## 「判決理由」を増刷

会員や各地の皆さんから、「判決内容の詳細が知りたい」とのお問合せをいただいています。それで、裁判所から配布されたものを原本として、それをそっくりそのままで急い

で増刷しました。判決書は5分冊で構成されていますが、今度増刷したのは、そのうち、判決理由の書かれている第5分冊(約200頁)だけです。

判決理由は、わざとそうしたのか、あるいは、なるべく人民どもには分らないように書く裁判所の習慣なのかは分かりませんが、文章に切れ目が無く、相反する評価が共存したりして、うっかり読んでみると迷子になってしまうような悪文です。しかしその中にも、裁判所も認めざるを得なかった原告ら住民側の主張の正しさ、そしてそれらを、被告国側の主張と違うという理由で切りすてたり、あるいは、筋途もたどれないような支離滅裂の論理で葬り去ったりした、柏木判決のすさまじさが、誰にも読みとれるほど、はっきりとその姿を示しています。

会員や読者の皆さんがこの判決理由を読んでいただき、一人でも多くのまわりの方々に権力の期待に応じて伊方の人たちをつき放した柏木判決の、内容と本質を伝えていただくよう期待しています。

なお代金(送料含)は、1部1,500円、10部以上1部1,000円ですので、なるべく、同封為替用紙を用いて申し込んで下さい。

(事務局)

## 「技術と人間」特集号

伊方原発行政訴訟の安全論争を中心にした「技術と人間」の特集号が、5月末か6月はじめに発行されます。執筆は、弁護士および支援科学者グループの各メンバーで、柏木判決批判、判決の評価をめぐっての座談会、および、原告住民側が提起した多くの論争点の特長などが掲載されることになっています。予定価格は1,000円程度とのこと。

## 会計報告('78.4/12~5/12)

### 収入

会費	105,000
ニュース購読料	62,160
カンパ	52,500
資料売上金	11,000
計	230,660

### 支出

ニュース代金	42,000
郵送料	9,350
為替手数料	1,360
会場費	23,400
コピー代	1,752
資料費	2,230
事務用品費	3,000
判決公判援助費	295,740
(交通費(追加))	20,000
行動費	244,820
宿泊費	68,700
航空券払戻	+37,780
控訴状提出援助費	36,000
(交通費)	18,000
行動費	12,000
印紙代	6,000
計	414,832

差引 -184,172

借入金合計 97,665.9

原告はじめ伊方の人たちは、柏木判決の衝撃に耐え、新しい闘いに向け第一歩をふみ出しています。「支援する会」も、その闘いに密着しつつ、その経験や成果を全国に伝える窓口の一つとして、活動を続けて行きたいと思っています。—そうのご支援とご批判を心から期待しています。(事務局 久米)